

大阪音楽大学音楽専攻科規則

認 可：1966年12月26日

最近改正：2010年4月1日

(趣旨)

第1条 大阪音楽大学学則第7条に基づき、大阪音楽大学音楽専攻科(以下「専攻科」という)の規則を定める。

2. 専攻科に関する事項は、学則に定めるもののほか、この規則による。

(目的)

第2条 専攻科は、音楽大学の基礎の上に立ち専門技術研究を発展させ、かつ、社会の音楽活動に直結し実践的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、音楽に関する専門技術者養成を目的とする。

(組織)

第3条 専攻科に次の専攻を置く。

作曲専攻

声楽専攻

器楽専攻

(入学定員)

第4条 専攻科および各専攻の入学定員は次のとおりとする。

音楽専攻科 20人

作曲専攻 2人

声楽専攻 6人

器楽専攻 12人

(修業年限)

第5条 専攻科の修業年限は1年とする。

(入学)

第6条 専攻科に入学を許可される者は、大学音楽学部卒業者および本学においてこれと同等の能力を有すると認められた者で本学所定の入学試験に合格した者とする。

(修了要件)

第7条 専攻科に1年以上在学し、選択科目を含めて30単位以上を修得することを修了要件とする。

(教育職員免許状の取得)

第8条 教育職員免許法および同法施行規則に定める単位を修得し、前条の修了要件を充足した者は、次の教育職員免許状を取得することができる。

・中学校教諭専修免許状(音楽)

- ・高等学校教諭専修免許状(音楽)

(授業科目、単位数および履修方法)

- 第 9 条 授業科目・単位数および履修方法は別表第 Ⅰ に定める。
2. 専攻科の単位算定基準は学則第 34 条による。
 3. その他履修方法の詳細については別に定める。

(修了の認定)

- 第 10 条 1 年以上在学した者の所定の課程修了の認定は、教授会の議を経て学長が行う。
2. 修了を認定された者には修了証書を授与する。

(授業料、施設費、入学金、在籍料および入学検定料)

- 第 11 条 授業料・施設費・入学金・在籍料および入学検定料の額は別表第 Ⅱ に定める。

(審議決定機関)

- 第 12 条 専攻科に関する下記の事項の審議決定は教授会において行う。
- (1) 専攻科規則の制定および改定に関する事項
 - (2) 授業および研究に関する事項
 - (3) 学生生活および勉学環境の整備に関する事項
 - (4) 試験・入退学・修了・賞罰等学生の身分に関する事項
 - (5) 授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項
 - (6) その他専攻科に関する重要な事項

(主事)

- 第 13 条 専攻科に主事を置く。主事は学長が任命し、専攻科の学務を掌理する。
2. 主事の任期は 2 年とする。

(専攻科運営委員会)

- 第 14 条 専攻科における教育運営のために運営委員会を置く。運営委員会の議長は専攻科主事とし、次の事項を審議する。
- (1) カリキュラムに関する事項
 - (2) 入学試験、学年末試験に関する事項
 - (3) その他教育に関する事項
2. 委員会の運営については別に定める。

付 則(2001 年 4 月 1 日)

1. この規則は、2001 年 4 月 1 日から施行する。
2. 2001 年 4 月 1 日以降入学者に適用する。それ以前の入学者に対しては、当該入学年度の旧学則を適用する。
3. 従前の大阪音楽大学音楽専攻科規則(昭和 42 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

付 則(2002 年 4 月 1 日)

- この規則は、2002 年 4 月 1 日から施行する。
- 2002 年 3 月 31 日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2003年4月1日)

この規則は、2003年4月1日から施行する。

2003年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2004年4月1日)

この規則は、2004年4月1日から施行する。

2004年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2005年4月1日)

この規則は、2005年4月1日から施行する。

2005年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2006年4月1日)

この規則は、2006年4月1日から施行する。

2006年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2007年4月1日)

この規則は、2007年4月1日から施行する。

2007年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2008年4月1日)

この規則は、2008年4月1日から施行する。

2008年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2009年4月1日)

この規則は、2009年4月1日から施行する。

2009年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

付 則(2010年4月1日)

この規則は、2010年4月1日から施行する。

2010年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科に在学する者については、当該入学年度の旧規則を適用する。

別表第 (第9条関係) 音楽専攻科履修方法

専攻の 名称	授業科目	必修 単位数	選択 単位数	備考	
音楽専攻科	作曲	8			
	舞踊・音楽演習	2			
	作曲理論	6			
	作曲法特殊研究 (対位法的技法の研究)	2			
	作曲法特殊研究 (民族音楽の近代化)		2		
	作曲法特殊研究 (現代音楽作品の研究)		2		
	電子音楽研究		2		
	楽書研究		2		
	音楽実践演習	2			
	大学(学部)開設科目			4	
	修了作品	6			
	計		26	12	
	声楽専攻	声楽		8	いずれか1科目を 必修とする。
演出実習			8		
歌劇演習			4		
演出法			4		
演技演習			2		
演技演習			2		
舞台・制作研究			4		
作品研究			4		
歌曲演奏分析 (含 特別講義)			4		
歌曲演奏分析			2		
舞踊・音楽演習		2			
オペラ研究			4		
楽書研究			2		
楽曲分析			2		
ピアノ・声楽アンサンブル			2		
音楽実践演習		2			
副科実技			3		
副科鍵盤楽器			3		
大学(学部)開設科目				4	
修了演奏			6	いずれか1科目を 必修とする。	
修了研究			6		
計		4	74		

器 楽 専 攻	ピアノ		8	}	いずれか1科目を 必修とする。
	オルガン		8		
	管・弦・打楽器		8		
	邦楽楽器A		8		
	ピアノ・アンサンブル		2		
	ピアノ・管楽器アンサンブル		2		
	通奏低音奏法		6		
	楽曲演奏分析		4		
	邦楽演奏分析		4		
	ピアノ特殊研究 (含 特別講義)		2		
	オルガン特殊研究 (含 特別講義)		2		
	ピアノ・声楽アンサンブル		2		
	ピアノ指導法		4		
	邦楽合奏 b		2		
	邦楽楽器 B		4		
	楽曲分析		2		
	邦楽合奏 a		2		
	組歌研究		2		
	オーケストラ		4		
	ウインドアンサンブル		2		
	吹奏楽		4		
	合奏 A		4		
	室内楽		2		
管弦打楽器特殊研究 (含 特別講義)		2			
楽書研究		2			
箏曲概論		1			
舞踊・音楽演習	2				
音楽実践演習	2				
大学(学部)開設科目			4		
修了演奏		6			
計		10	97		

別表 (第11条関係) 授業料、施設費、入学金、在籍料および入学検定料の金額

	金 額
授 業 料	990,000円
施 設 費	110,000円
入 学 金	250,000円
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円
入 学 検 定 料	35,000円